

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

|                   |                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 郡山市<br>( 07203 )                                                                 |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 逢瀬地区<br>( 北郷、本郷一、本郷二、本郷屋敷、下郷北部、下郷南部、第一区、第二区、上下白岩、第四区、第五区、別所、堀大、上山田原、下山新、久保原、赤南 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年10月16日<br>(第5回)                                                              |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

逢瀬地区は、農業者の平均年齢66.92歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・遊休農地が増えているとともに、鳥獣被害(ハクビシン、イノシシ、サギ等)が増加してきている。
- ・農業の生産コストが上昇し、農業経営が困難となっている状況である。
- ・現在の担い手の中心層は60代～70代と若手の農業者が少なく、将来に向けて地域の農地を任せられる担い手の不足が予測される。
- ・キュウリを生産するギガ団地構想の設置エリアである。
- ・地区内に園芸振興センター(市の研修機関)がある。
- ・水問題が年々深刻となっており、現状農地を維持するための対応が急務である。
- ・GPSの受信が悪い部分があり、自動操舵技術などを利用できない場所がある。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者:430人(うち50歳代以下49人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 10経営体

主な作物:水稲、露地野菜、施設野菜(キュウリ、トマト)、果樹(梨、ブドウ)、花木、畜産(肉用牛) 等

### (2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

また、他地区にはない逢瀬町の特色として、園芸振興センターやギガ団地構想のエリア等があり上手く活用していきたい。

- ・異常気象による水管理が年々困難となっており、関係機関の協力のもと、乾田直播栽培等の省略化を図ることや、輸出品等を地域で取組み地域での所得向上を図ることなど、地域農業を持続的にいやすくするため、地域の話合いにより地域で行う事を検討を今年度から始めていく。
- ・基盤整備未実施地区については、整備が進められるよう地域内で話合いを進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| 区域内の農用地等面積                       | 1,125.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 1,125.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha         |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                                                                                                               |
| 地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。                                                                                                                                                                                                             |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                                                                                                               |
| 地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。<br>また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。                                                                                                                         |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                                                                                                                |
| 基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。                                                                                                                                       |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                                                                                                           |
| 農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有(リスト化)を図るほか、地域ぐるみで技術などの支援を行っていく。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。<br>また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、ライスセンターの活用や機械の共同利用なども積極的に検討していく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                                                                                                            |
| 地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。                                                                                                                                                                                                                |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                                     |         |                                     |          |                                     |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/>            | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵やワイヤーメッシュ等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②地域内で環境に配慮した農業を積極的に取組んでいく。

③ドローン等のスマート農業を積極的に活用し、労力軽減・作業の省力化を推進していく。

⑤高齢化や担い手不足が進む中、園地継承も含め、果樹の産地として維持を図っていく。

⑦⑧多面的機能支払組織及び中山間直接支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、効率的な農作業が出来る環境づくりを行っていく。

⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことを地域内で積極的に検討を進めていく。

⑩災害対策の取組方針

近年の気候変動による水害等への対策のため、多面的機能支払制度等を活用しながら、農地所有者を含めた地域全体の取組みとして堀払い等を継続して行い、田んぼダムについて共同で取組みを進めていくことで減災に対する意識を高め、周辺地域への浸水等の被害を軽減していく。また、年々水不足も課題となっており、深刻となることが想定されるため、地域で乾田直播栽培等を行っていくことなど、地域での所得向上を目指した対応を地域で検討をはじめ。